

那須塩原市とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、とちぎ結婚支援センター（以下「センター」という。）に登録した者に対し、その費用の一部を助成することにより、センターへの登録を促進し、もって結婚の機会拡大を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、第5条の規定に基づく申請を行った日現在において、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) センターに入会又は更新した者であって、退会していない者
- (3) 市税を滞納していない者

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、入会又は更新に要する登録料の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか少ない額とする。

2 前項の助成金の交付は、助成対象者1人につき2回までとする。ただし、自己都合による途中退会後の再入会は、助成金の対象としない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) デジタル会員証の写し
- (2) センター入会登録料（入会及び更新を含む。）の領収書の写し又は支払を証

明する書類の写し

(3) 前2号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をすることができる期間は、センターに入会又は更新した日から1年以内とする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、規則第5条の規定にかかわらず、とちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の行為により助成金を受領したときには、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成金の交付請求)

第8条 申請者は、第6条の規定による交付決定の通知を受けたときは、遅滞なくとちぎ結婚支援センター入会登録料助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(書類の保管期間)

第9条 規則第20条第2項の規定により市長が別に定める証拠書類を整理保管しておかなければならない期間は、助成対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、令和6年4月1日から3年を経過するまでに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則

附 則

(施行期日)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。